

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (40203)
地域名 (地域内農業集落名)	竹野地区 (隈、西郷、三明寺、善院、大慶寺、富本、中原、森山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月24日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者高齢化が進む中、基盤整備が進んでいない地域が東西帯状にある。また、耳納山地を地域内に抱えているため、山地災害防止施設の整備進捗を勘案しながら、効率的かつ持続的に農地の利用を図っていく。</p> <p>また、新規就農者を確保・育成しつつも、地域コミュニティ組織と連携を図りながら、効率的に農地を利用していく仕組みの再構築が喫緊の課題である。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業者：556人、団体経営体（法人・集落営農組織等）5経営体                  主な作物：水稲、植木、果樹</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域の特産物である果樹(ぶどう、柿)について、如何にして現状を維持していくかが課題である。</p> <p>水稲はスマート農業の導入を進めることによる農作業の効率化と規模拡大を図る。</p> <p>植木類の生産については、規模縮小が急速に進んでいるため、地元の植木農協(市場)の運営動向と合わせて方向性をすり合わせる。</p> <p>また、地域コミュニティの活性化のため、空き家対策を含めて、地域外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	471.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	471.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
---

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手からの意見として中間管理事業の複雑さが指摘された。集積によるマッチングを進めるために、行政による効率的な仲介方法を模索している。 但し、果樹農地についての集約は現実的に困難である。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
未実施の地区における担い手のニーズを把握し、集約・集積をすすめる段階で、農地の大区画化などの事業活用は検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集していかなければならないが、特に果樹に特化した栽培技術の継承や観光農園の確保を目的に面的な育成が重要である。但し、柿の生産圃場は廃園が進んでおり、富有柿からの改植による新品目に転換していくことが必須である。 そのうえで基本的な果樹産地計画について、新たに策定していく必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためあぜ草刈作業は任意事業体へ委託している実績があるため、利用拡大と組織の樹実(法人化等)により経営体の規模拡大を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ・シカ・アナグマなどの被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ③スマート農業機械導入により、当校区内で栽培される水稻・果樹を対象に農作業の軽減と効率アップを進め、地域農業の生産安定を図る。
- ⑦校区全体で多面的機能支払交付金活用により、地域内の水路及び農地の保全管理を進める。併せて、農地中間管理事業を活用した基盤整備を推進していく。

【令和7年度:座談会結果】

再来年度の拡大座談会に向けて、年齢別耕作状況や担い手(後継者)の確認や問題意識や課題の共有を行った。配布した地図を基に、随時関係者で協議を進めていくよう、発信を依頼した。